

第5節 都市災害復旧事業

1. 都市災害復旧事業の概要

公園、都市排水施設等の災害復旧及び堆積土砂排除事業は、都市災害復旧事業として国土交通省都市局都市安全課が所管している。

根拠法令

公園^{注1}：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

都市排水施設等^{注2}：都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

都市災害復旧事業事務取扱方針

- 注1 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（都市公園法整備緊急措置法はH14廃止に伴い、H15から適用）第2条第2号に規定する公園若しくは緑地（特定地区公園（カントリーパーク））でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの（このうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設）（整備済で都市公園法による供用開始が成されていない場合は、原則災害対象とならないので注意のこと。）
- 注2 上記注1以外の都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園法に規定する自然公園を除く）、広場、緑地・運動場、墓園及び公共空地のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（植物を除く）

2. 災害報告

1) 被害報告（第1報）

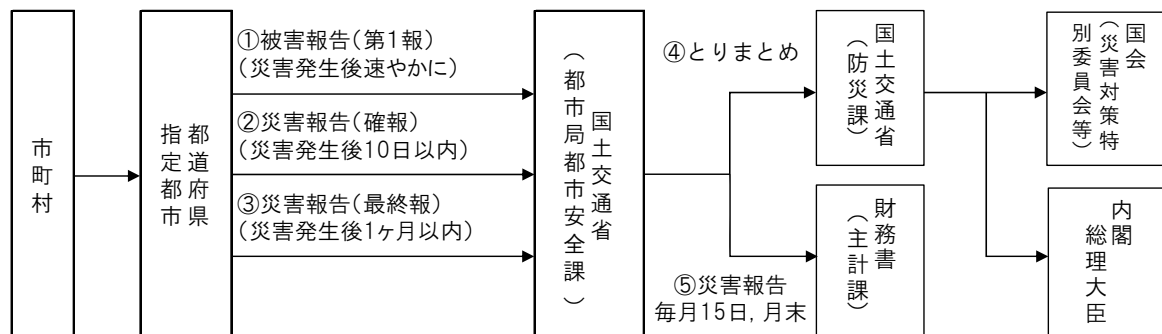
発災後、FAX及びメールにより報告する。

2) 災害報告（確報）

被災施設に対する国庫負担（補助）申請の意志表示となる行為である。

3) 災害報告（最終報）

復旧工法、被災施設の詳細な調査によって、被災額を訂正する場合は、災害発生後1ヶ月以内に行うことが必要である。



災害報告の流れ

3. 災害査定

国が費用の一部を負担、補助する災害復旧事業が地方公共団体の提出する国庫負担（補助）申請にもとづき、財務省係官の立会の上、原則として実地査定を行って、事業費を決定する。

しかし、交通不能等の事由により、止むを得ず現地に赴くことが出来ない場合は、被害写真、その他資料をもとに、机上査定を行う場合もある。

4. 事業費の決定と実施

都市災害復旧事業費は、査定により決定する。

すなわち、査定官が復命する目論見書により、財務省と確認を行いながら、箇所毎に千円単位で決定された事業費をもって、決定通知される。

事業費が決定されると、地方公共団体の長に対して、補助金額が通知される（補助金の内示）。

内示を受けた地方公共団体の長が、補助金の交付を申請し、交付決定を受けることになる。なお、査定により事業費が決定された場合（いわゆる朱入れされた場合）必要があれば交付申請前に事業を実施することができる。（**施越工事という**）

5. 都市災害復旧事業概要

予算科目		補助根拠	対象施設等		補助(負担)率		補助率根拠	
					一般災害	嵩上げ		
(項) 河川等災害復旧事業費	(目細) 都市災害復旧事業費補助	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)	公共土木施設	下水道	流域下水道 公共下水道 都市下水路	2/3, 4/5 2/3, 4/5 2/3, 4/5	有 有 有	2/3: 負担法 第3条, 第4条, 第4条の2 負担法 附則第3項 (北海道) 離島振興法 第7条
				公園		2/3, 4/5	有	
	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 都市災害復旧事業事務取扱方針	都市施設等		街路 都市排水施等	1/2 1/2		} 予算補助 1: 激甚災害の指定による嵩上げ分は法律補助 2: 法律補助 (嵩上げ分のみ)	
			堆積土砂排除事業	1/2	有(1)			
(目)				湛水排除事業		-	有(2)	
都市災害復旧事業費補助	(目細) 降灰補助 降灰除去事業費	活動火山対策特別措置法 " 施行令 降灰除去事業実施要綱 都市・地域整備局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	下水道 都市排水路 公園 住宅地	公共下水道 都市下水路	2/3 2/3 1/2 1/2 1/2			} 活動火山対策特別措置法 第11条 " 施行令 第3条
	(目細) 指導監督補助				10/10		予算補助	

6. 災害の定義

表-1 災害の定義(異常な天然現象の基準)

異常要因	基準
(1) こう水	(イ) 警戒水位(はん濫注意水位)以上の出水 (ロ) 河岸高(低水位から天端まで)の5割程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる融雪出水等
(2) 降 雨	(イ) 最大24時間雨量80mm以上 (ロ) (イ)未満でも時間雨量が特に大(時間雨量が20mm以上)
(3) 暴 風	最大風速(10分間平均)15m以上
(4) 高潮、波浪、津波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので被災の程度が比較的軽微ではないもの
(5) 地震、地すべり	社会通念上の被害
(6) 干ばつ、噴火、積雪異常低温、落雷等	特に定めていない

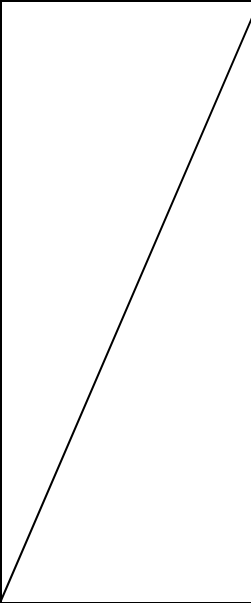
7. 対象施設等

対象施設等	施設・事業等の範囲
公共土木施設 公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令(都市公園等整備緊急措置法はH14廃止に併い、H15から適用)第2条第2号に規定する公園若しくは緑地 ^{※1} でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの(次表参照)
都市施設 都市排水施設等	(イ) 都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設 (ロ) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園法による自然公園を除く。), 広場, 緑地, 運動場, 墓園及び公共空地(「負担法」第3条第11号に規定する公園を除く。)のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(植物を除く。)とする。

※1 特定地区公園(カントリーパーク)が該当となる。

8. 負担法及び基本方針に基づく公園施設に係る災害復旧補助の対象施設及び対象外施設

		都市公園法に掲げる公園施設		災害復旧補助の対象施設	
施設区分	都市公園法第2条第2項	政令で定めるもの(都市公園法施行令第5条に掲げる施設)	国土交通省令で定めるもの(都市公園法施行規則第1条,第1条の2)	都市公園法施行令第31条及び同施行規則第17条に掲げる施設	左記の種類
1.園路及び広場	園路及び広場			園路又は広場	
2.修景施設	植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの		修景施設	芝生、花壇、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの
3.休養施設	休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、その他これらに類するもの		休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの	
4.遊戯施設	ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの	ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚つり場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの		ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの	
5.遊戯施設	野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの	野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ポート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類するもの		運動施設(ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物を除く)	野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ポート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
6.教養施設	植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの	植物園、温室、分区分園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの並びに古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの		自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの 古墳、城跡等(「歴史的風致維持向上計画」に基づくものに限る)	
7.便益施設	売店、駐車場、便所その他便益施設で政令で定めるもの	売店、飲食店(料理店、カフェ、バー、キオスクその他これらに類するものを除く) 宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの		駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗い場その他これらに類するもの	
8.管理施設	門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの	門、さく、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場(廃棄物の再生利用のための施設を含む)、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る)その他これらに類するもの	風力発電施設、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設その他これらに類するもの	門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの	

<p>9.都市公園の効用を全うする施設</p>	<p>前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設政令で定めるもの</p>	<p>展望台及び集会所並びに食糧、医療品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの</p>	<p>耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設</p>	<p>展望台又は食糧、医療品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、災害応急対策に必要な耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設(避難地又は避難路となる都市公園に設けられるもの)なお、避難地又は避難路となる都市公園とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画その他これらに準ずる防災に関する計画において定められたもの</p>	
-------------------------	--	--	---	---	---

9. 災害復旧事業の適用

都市災害復旧事業のうち、公共土木施設（下水道・公園）及び、都市施設（街路・都市排水施設等）における各施設の適用の考え方は、次のように定められている。

「負担法」第6条第1項第1号（1箇所の工事費が都道府県・指定市においては120万円、市町村においては60万円未満）の場合において、1の施設において災害にかかった箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかった箇所が100mを越える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の2以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なものは、1箇所の工事とみなす。

ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上あるものについては、この限りではない。

ア) 公園の1箇所の考え方は、1公園内で被災場所が100m以上離れている場合は別箇所として扱う。

イ) 降雪による公園施設の被害

- ・補助対象となる異常積雪の範囲は、被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の毎年の積雪深の最大値の累年平均値（過去10年間）を超え、かつ、1メートル以上の場合とする。
- ・公園施設のさく（フェンス）等が積雪により被災した場合は、その災害査定にあたっては、当該被災箇所が降雪によるものか十分検討し査定にあたる。

【昭和60年5月 大蔵省了解】

10. 災害復旧事業の適用除外

1) 公園（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項）（最終改正 H11.12.22）

- (1) 1箇所の工事の費用が都道府県、指定市に係るものにあつては120万円、市町村に係るものにあつては60万円に満たないもの。
- (2) 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。
- (3) 維持工事とみるべきもの。
- (4) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏りに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (5) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (6) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの
- (7) その他別に定めるもの
 - ① 都市排水施設の埋そくにかかるもので断面積の3割に満たないもの。
ただし、3割以上のものにあつては、堆積量の7割までを排除するものとする。
 - ② 公園施設のうち、植栽及びいけがき（芝生を除く）
 - ③ 他省庁所管に係る災害復旧事業として採択されたもの。
 - ④ 公園施設のうち、飛石、ベンチ、ぶらんこ等の単体の小規模な施設が単独で被災した場合で、その施設の機能が当該公園の根幹的な効用にかかわらないもの。

なお、河川敷内の公園の被害については、「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業取扱いに関する申合事項について」（最終改正 H13. 2. 14）によること。

1 7 査定方針第3（一）について

河川敷内の公園が出水により被災した場合の採択基準は、査定方針第3（一）によるものとする。
なお、公園所在地における被害時の水位が不明な場合には当該所在地の上流における水位の状況により採否を決定するものとする。

2) 都市施設排水等（「都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について」より抜粋）

（最終改正 H25. 3. 29）

(1) 墓地について

墓地のうち、埋葬地内の施設は災害の対象とはならない（墓石等）。

(2) 基本方針第3適用除外における「施設ごとの工事の費用が、都道府県又は指定都市に係わるものにあつては120万円に、市町村(指定都市を除き、地方自治法第284条第1項から第3項までに規定する組合（第1項に規定するものについては市町村のみが設けたものに限る。）を含む。）又は土地区画整理組合に係わるものにあつては60万円に満たないもの」の取扱いについて街路については、〇〇～〇〇線、一施設ごとに適用し、都市排水路等については、同一水系別に吐口を一単位として、又は〇〇広場等の一施設ごとに適用するものとする。

3) 維持工事とみるべきもの（従前の機能を損なわない程度の被災）～H13都市災害復旧事業等担当者会議資料（国土交通省）

・河川敷公園被災で次の場合

イ) 移動可能（施設・占用台帳での扱い）な施設の被害。

ロ) 概ね1cm程度の土砂の堆積又は土砂の流出（芝生等の流出がある場合はこの限りではない）。

ハ) 土砂の堆積量が少なく、芝生等が枯死する恐れがないと認められる程度の土砂の堆積。

ニ) 土砂の堆積又は土砂の流出により平坦性が損なわれた場合にあつて、復旧工法に土砂の補充を伴わず整地のみの場合。

ホ) 固定されている遊具であっても被災程度及び数量が軽微なもの。

1 1. 未供用開始施設の取扱い

公共土木施設（~~下水道・公園~~）のうち、公園、~~公共下水道及び流域下水道~~が被災した場合において、下記の場合は供用開始しているものとしている。

~~公共土木施設（下水道・公園）のうち、公園、公共下水道及び流域下水道~~が被災した場合における「他の事業により竣工し、かつ、独立した機能を有する施設」とは、当該被災施設の供用開始が行われていたものとする。ただし、当該被災施設が全て竣工しており、特別の事由により供用開始の手続き等が遅れている場合は、供用開始が行われているものとして取扱うこととする。

公共土木施設（~~下水道・公園~~）に係る未供用開始の取扱いについては、前記のとおり規定されており、その対象は特別の事由により供用開始手続きが遅れ、かつ供用開始が近く確実に見込まれるものに限定されている。その運用については、国庫負担申請時に申請者（施設管理者）が査定官及び立会官と協議を行い、公共土木施設（~~下水道・公園~~）としての採否を確認することとしている。

1 2. 公共土木施設の取扱いに準じて取扱う事項（都市施設等）

~~公共土木施設~~を除く都市施設（街路・都市排水施設）等の災害復旧事業で、「基本方針」「同取扱方針」等に規定されていないものについては、公共土木施設災害復旧事業に準じて取扱い、その主の事項は下記のとおりである。

- (1) 報告に関する事務
- (2) 内未成の取扱い
- (3) 他事業施行中の災害
- (4) 事業費の積算
- (5) その他、査定事務で特に「同取扱方針」に規定していないもの

※ほとんどが、公共土木施設の取扱いに準じている。

1 3. 応急工事

1) 応急仮工事と応急本工事

公共土木施設（~~下水道・公園~~）の応急仮工事は、原則として管理者の負担において施行すべきものであるが、特別の事情がある場合、これらの応急工事に要した費用の全部、又は一部は国庫負担の対象となり得る。

ただし、都市施設（街路・都市排水施設）等の応急工事費は、本工事の一部又は、全部となるもののみとすることが規定されており、応急仮工事については原則として国庫補助の対象とはならない。

この国庫負担の対象となり得るものには、応急仮工事と応急本工事（内応急工事）の2つがあり、下表のとおりである。

区 分	対象施設	被 災 状 況	応急工法
応急仮工事	下水道 公園	通常の状態における流水又は海水が侵入し、被災施設、それに隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行する必要がある	仮締切工事
	下水道 公園	次期出水等により被災施設、それに隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行する必要がある	欠壊防止工事
	下水道	下水の排除が著しく阻害され、又は下水の処理に重大な支障を与えるため、緊急に施行する必要がある	仮排水施設 仮処理施設
応急本工事 又は 内応急工事	下水道 公園	査定前に施行した工事のうち復旧工事の全部又は一部となる工事	

なお、応急仮工事の採択要件は、応急仮工事費を除く工事費が、限度額（都道府県又は指定都市で120万円、市町村で60万円）以上であること。

また、応急仮工事がある場合は、その工事費を明確に分離して査定を行う必要から、査定設計書を応急仮工事と応急本工事とに分冊作成（間接費は両者の直接工事費按分）し、国庫負担申請書（目論見）へ、内応急仮工事費を記載すること。

2 応急工事の取扱い

応急工事は出来る限り復旧工事に利用できるような工法で施行し、適当でないと認められる工法で施行したものは、原則として適当な工法に変更させるものとし、これによって生ずる手戻り費は認められない。

また、応急仮工事は、査定時点において竣功、未竣功にかかわらず、すべて未着手工事として取扱い、同意単価で積算すること。

応急工事は、実地査定の時点では、既に施工していることから、被災内容が現場確認できないため、着工前に被災状況、形状、寸法、数量等が判定できる写真及び計測値等を十分に整備しておくこと。

14. 事前打合せ

事前打合せは、災害査定合理化と災害復旧事業の適性かつ迅速な施行を図るために行うものであり、公共土木施設（~~下水道・公園~~）、都市施設（街路・都市排水施設等）等の災害復旧における事前打合せは、次のような箇所について査定前に行う打合せである。

- ① 被災箇所が広範囲にわたり、その被災の程度が激甚であり、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事とする箇所（一定災として申請する箇所）
- ② 査定前に緊急に施行する必要のある箇所
- ③ 工事竣工後1年に満たないもの（未満災）
- ④ **降雨又は地すべりに起因して発生した施設災害で、地すべり防止対策を主体とした復旧工法を用いるもの。**
- ⑤ 公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針第15第1項に該当する箇所
 - (1) 一箇所の決定見込金額が4億円以上となる場合
 - (2) 災害復旧事業の採否について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合
 - (3) 査定方針第6第2号に該当する場合等の関係省庁その他と協議を要する場合
 - (4) 手直工事又は補強工事の施行前又は施工中に生じた災害により被災した場合で、当該施設に係る工事が完了した場合であっても被災するであろうと推測される場合

ただし、補助事業としての採否及び工事（事業）費の範囲については、査定により決定する。

【打合せ手続】

北海道建設部長（市町村にあつては、北海道経由）から国土交通省都市局都市安全課あてにて打合せ手続を行う。

協議に必要な資料は、次のとおりである。

~~1. 平成 年災害復旧事業事前打合せ（様式1-1-1）~~

~~2. 平成 年災害復旧事業事前打合せ（様式1-1-2）~~

~~3. 平成 年災害復旧事業事前打合せ調書（様式1-1-3）~~

1. 図面（位置図、平面図、縦断図、横断図、構造図、仮設図等）
2. 積算資料（工事費の概算がわかるもので、詳細な設計書は不要）
3. 写真（写真は被災状況が明確に判断できるものを添付すること。）
4. その他の資料（被災メカニズム、観測データ、第三者証明等）

~~打合せ書はA4版サイズで作成すること。~~

15. 基本法令等

災害復旧事業として採択される限度と範囲については次のような関係法規により制約されている。

1) 公園（負担法関係）

- ◎公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（最終改正 H11. 12. 22）
- ◎公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（最終改正 H25. 2. 6）
- ◎公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（最終改正 H25. 2. 6）
- ◎公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（最終改正 H28. 4. 1）
- ◎公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針（最終改正 H13. 2. 14）
- ◎公共土木施設（~~下水道~~公園）災害復旧事業に関する事務取扱について（最終改正 H25. 3. 29）
- ◎公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業取扱いに関する申合事項について（最終改正 H13. 2. 14）

2) 都市排水施設等

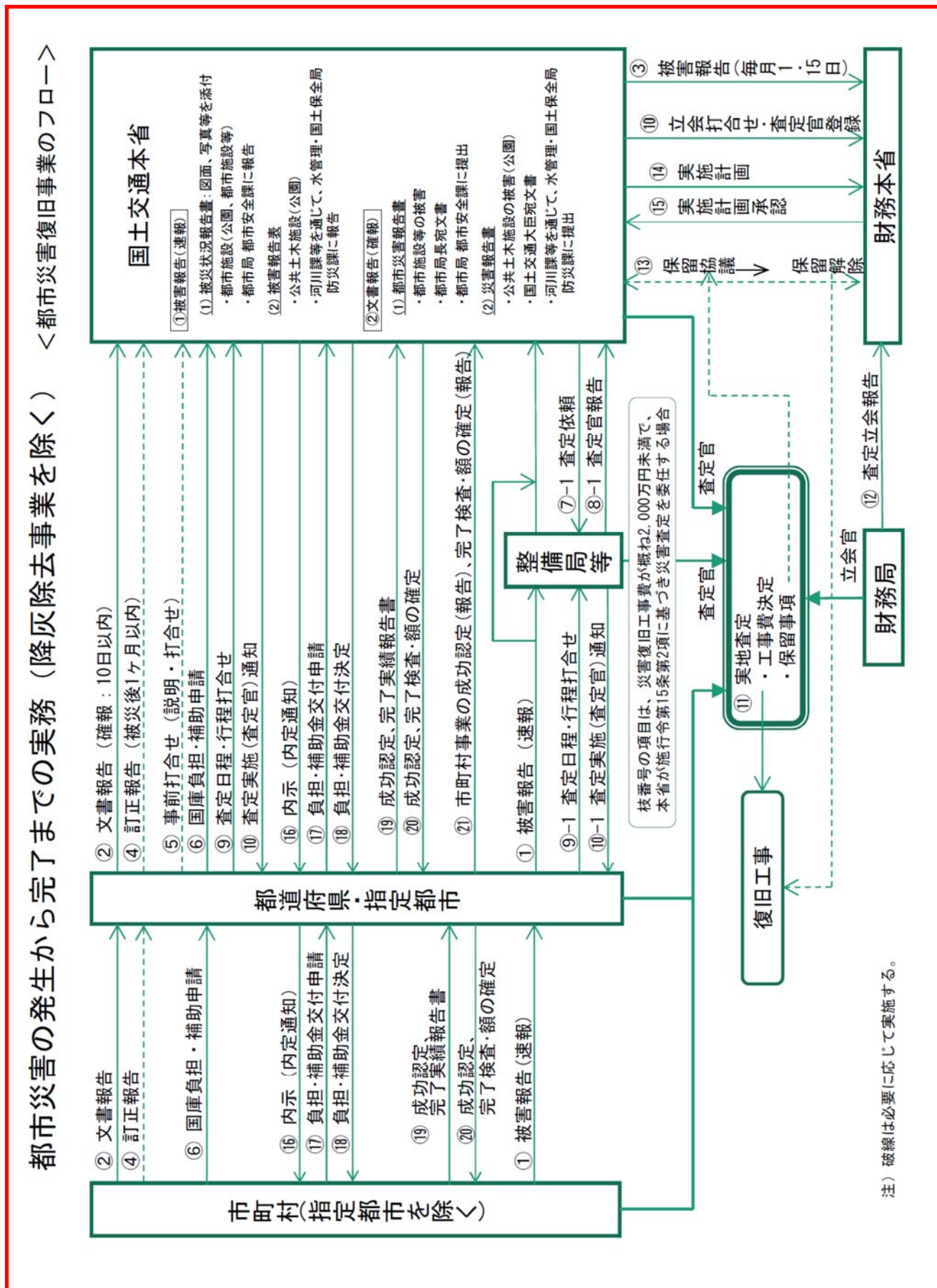
- ◎都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（最終改正 H23. 2. 15）
- ◎都市災害復旧事業事務取扱方針（最終改正 H23. 2. 15）
- ◎都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について（最終改正 H25. 3. 29）

3) 参考図書

1. 災害関係法令例規集（H26年版）（社）全国防災協会
2. 災害手帳（H29年版）（社）全日本建設技術協会
3. 都市災害復旧事業実務必携（H28.9）国土交通省都市局都市安全課
4. 技術者のための災害復旧問答一改訂版一（H25.9）全日本建設技術協会

16. 防災災害復旧事業のフロー

(1) 都市災害の発生から完了までの実務(降灰除去事業除く)



(2) 都市災害復旧事業の事務手続きについて

●着工報告時の提出書類

- ・技術的な助言をすることがあるので、事業着手まで時間的な余裕を持って報告すること。

【提出先】

公園施設：都市環境課公園緑地Gへ提出

街路、堆積土砂排除等：都市環境課街路Gへ提出

【提出書類】

提出書類については、下記書類とし、「災害復旧事業の手引き 災害技術編（北海道建設部土木局砂防災害課）」を参照のこと。

1. 着工報告（地域調整課主査でチェック済みのもの）
2. 設計変更処理の内訳書
3. 着工報告チェックリスト（地域調整課主査でチェック済みのもの）
4. 変更対照表（総合単価で決定したものでも必要）
5. 大臣変更申請書の写し（国土交通省の受付印のあるもの）（※大臣承認が必要な設計変更を行った場合提出）

●国庫負担（国庫補助）交付申請時の提出書類

※公共土木施設⇒国庫負担 街路、堆積土砂排除等⇒国庫補助

【提出先】

都市環境課事業調整Gへ提出

【提出書類】

国庫負担（国庫補助）金の内定通知が国交省からきた後に交付申請を行うこととなる。

交付申請にあつたては、予算が都市局所管予算となるため、都市局所管国庫補助金交付申請等要領（都市局所管補助事業実務必携）に基づく申請となる。

1. 交付申請書 様式1-1（大臣宛、知事宛）（※変更がある場合はその都度提出）
2. 交付申請額表 様式1-2
3. 補助事業箇所別表 様式1-3

※様式データは、内定通知と同時に都市環境課事業調整Gから、エクセル様式にて配布する。

●設計変更時の提出書類

・災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計を変更して工事を実施しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ国土交通大臣の同意を受けなければならない。

・設計変更（軽微な変更を除く）の手続きには時間を要するケース（1ヶ月以上）があることから、発生した場合は、都市環境課担当Gへ速やかに電話により変更状況を報告すること。

・軽微な変更については、「都市災害復旧事業等事務必携」を参照のこと。

【提出先】

公園施設：都市環境課公園緑地Gへ提出

街路、堆積土砂排除等：都市環境課街路Gへ提出

【提出書類】

提出書類については、「都市災害復旧事業等事務必携」を参照のこと。

また、下記書類を鏡とし提出すること。

1. 変更上申書（地域調整課主査でチェック済みのもの）

●繰越時の提出書類

・翌債が認められるのは、予算執行上やむを得ない事由がある場合であり、たとえば、気象の関係などで着工が遅れたため、年度内に完了する予定であった工事が翌年度にわたるような場合で、かつ、その工事箇所の分割が困難又は不適當で、一体として契約する必要がある場合である。

内容・考え方については、「災害復旧事業の手引き 事務編（北海道建設部土木局砂防災害課）」を参照のこと。

・繰越については、別途都市環境課事業調整Gより照会を行う。

【提出先】

都市環境課事業調整Gへ提出

【提出書類】

1. 各市町村長から支出負担行為担当官北海道建設部長宛の公文書
2. 箇所別調書及び理由書
3. 工事行程表

※様式については、国土交通省より通知があり次第配布する。

●国庫負担金（国庫補助金）請求時の提出書類

・成功認定または実績報告を受けることによって国庫負担金（国庫補助金）が確定するので、完成払であっても、精算払とならず概算払となる。

※公共土木施設⇒成功認定 街路、堆積土砂排除等⇒実績報告

【提出先】

都市環境課事業調整Gへ提出

【提出書類】

提出書類については、下記書類とし、「災害復旧事業の手引き 事務編（北海道建設部土木局砂防災害課）」を参照のこと。

1. 請求書
2. 補助金等請求内訳書
3. 請求内訳箇所別調書
4. 工事成功検査調書（正本（工事請負費）を提出）
5. 工事事務検査調書（該当の場合のみ正本（用地補償費）を提出）
6. 合併事業精算調書（該当の場合のみ提出）
7. 公共工事前払金保証証書(写)（原本謄写し日付を必ず記載(全ページ)）
8. 負担金(変更)交付決定通知書(写)
9. 補助金(変更)交付決定通知書(写)
10. 箇所別調書(写)
11. 負担金(変更)交付申請書(写)
12. 補助金(変更)交付申請書(写)

※該当書類のみ提出

●成功認定（完了検査）時の提出種類

・市町村の成功認定（完了検査）は北海道知事が行い、遅滞なく国土交通大臣に報告することとなっている。内容、考え方については「災害復旧事業の手引き 事務編（北海道建設部土木局砂防災害課）」を参照のこと。

なお、成功認定関係の様式は、都市局で定められている。

※公共土木施設⇒成功認定 都市施設等⇒完了検査

【提出先】

都市環境課事業調整Gへ提出

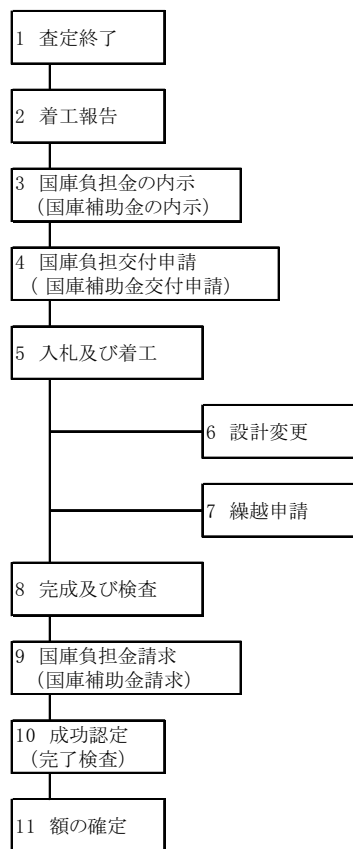
【提出書類】

提出書類については、下記書類とし、「都市災害復旧事業等事務必携」を参照のこと

1. 成功認定申請書（都市災様式1）
2. 災害復旧工事台帳（都市災様式2）
3. 成功表（都市債様式3）
4. 受入額調書（都市災様式4）

(3) 災害査定終了から成功認定までの流れと報告先

災害査定終了から成功認定までの流れと報告先



事務処理内容	市町村	地域調整課
着工報告	地域調整課審査後 都市環境課へ報告	審査
国庫負担交付申請 (国交補助金交付申請)	地域調整課審査後 都市環境課へ報告	審査
設計変更	地域調整課審査後 都市環境課へ報告	審査
繰越申請	都市環境課 事業調整Gへ報告	—
完成及び検査	都市環境課 事業調整Gへ報告	検査の実施
国庫負担金請求 (国庫補助金請求)	都市環境課 事業調整Gへ報告	—
成功認定 (完了検査)	都市環境課 事業調整Gへ報告	—
額の確定	都市環境課 事業調整Gへ報告	—

その他留意事項

- ・申請者が予算措置(負担金(補助金)交付決定までは単独費等対応)が可能であれば、内示前でも直ちに災害復旧事業を実施することが出来る。(都市災害復旧事業等事務必携(P. 35))
- ・申請漏れによる新たな工種、種別、細別、単価の追加は認められないため留意すること。
- ・設計変更に伴う、金額による軽微な変更の内、工事費の増減の判断対象は、「査定時の決定金額」と「設計金額」であり、「請負金額」ではないことに留意すること。
- ・工事が完了した際は、成功認定(完了検査)時に提出確認を求められることから、「災害復旧事業工事台帳」を作成し、整理すること。(都市災害復旧事業等事務必携(P. 207))